

## ①ボランティア団体基盤強化助成 審査基準

### [組織]

- 1 福祉活動を目的としたボランティア団体であること
- 2 市町社会福祉協議会にボランティア団体として登録されていること
- 3 この助成を受けて3年が経過している団体であること

### [事業（活動）]

- 1 福祉の向上を目的とした活動が、計画的・継続的に行われていること
- 2 他から申請の内容について補助を受けていないこと
- 3 構成員の相互扶助的な活動である場合は対象外とする
- 4 学校の部活動の一環である場合は対象外とする  
※学校が準備すべきである。
- 5 運営団体が整備すべき器材は対象外とする
- 6 地域内の助け合いにかかる活動については、地域の環境整備の場合（自治会活動）は対象外とする。  
ただし、個別支援の場合（ボランティア活動）は対象とする。

### [経費]

- 1 福祉活動を目的としたボランティア団体の基盤強化を図るために必要な器材・器具の購入費

### [申請器材について]

- 1 使用目的や使用頻度から他の団体と共有することにより有効に活用できる器材（下記に記載の器材等）を「共有器材」とする。  
共有器材と判断した場合『ボランティア団体基盤強化助成』においては助成対象としないが、『ボランティアセンター基盤強化助成』で対応することとする。

（共有器材の一例）

- ①テント、無線機
- ②楽器
- ③音響器材
- ④OHC
- ⑤プロジェクター・スクリーン
- ⑥DVDブルーレイ、レコーダー/プレーヤー

⑦綿菓子機、かき氷機等模擬店用器材

⑧テレビ

⑨拡声器

2 公民館等公共の施設に備え付ける器材について

公民館等公共の施設に備え付ける場合は、地元が半額を負担することとする。

(冷蔵庫、炊飯器、調理器具、電子レンジ、座椅子、テレビ等)

以下の場合の対象外

- ・ 1点が1万円未満である場合

3 ユニフォーム、エプロン、ウインドブレーカー等

条件を付加し対象とする

※条件一・半額助成とする

- ・『三重ボランティア基金』の名称を入れること

[その他]

1 繰越金が概ね助成基準額を超えていないこと

[追記]ただし、繰越金については用途を確認したうえで審査に諮り、活動を継続・発展させるために必要と判断した場合は助成の対象とする

## ②ボランティアセンター基盤強化助成 審査基準

### [組織]

- 1 市町社会福祉協議会が設置するボランティアセンター

### [事業]

- 1 福祉活動を目的としたボランティア団体の活動に必要な器材であり、ボランティアセンターに設置することで多くのボランティア団体が有効に活用できる器材（共有器材）の購入事業であること
- 2 営利目的の事業ではないこと
- 3 行政や他団体から（申請の事業に）助成補助を受けていないこと

### [経費]

- 1 ボランティア団体が有効に活用できる器材（共有器材）の購入費であること

### [不承認事項]

- 1 要望する器材が、ボランティア活動に必要と判断できない場合
- 2 社会福祉協議会の整備となるような器材
- 3 1点の金額が10,000円未満の物品については対象としない。
- 4 ケース、保管庫は対象としない。
- 5 災害時に活用するための器材は『災害時ボランティア活動推進基盤整備助成』へ申請のこと

### [その他]

- 1 審査の結果、ボランティア団体基盤強化助成から転換された場合ボランティアセンターから申請が出ていても1団体分は加えて承認する。

### ③ボランティア活動資金助成 審査基準

#### [組織]

- 1 福祉活動を目的としたボランティアグループであること
- 2 市町社会福祉協議会にボランティア団体として登録されていること

#### [事業]

- 1 先駆的・モデル的な事業またはボランティア団体が新規に取り組む事業であること。

※先駆的・モデル的な事業とは…開発的（新しい）、発展的（広がる・深みのある）内容や効果が期待できるもの

※この助成を受けた事業に“対象”が変わっただけの事業は不承認

- 2 福祉ボランティアであってその活動が福祉に着目していること
- 3 活動が福祉のまちづくりに貢献していること
- 4 営利目的の事業ではないこと
- 5 調査研究が主な事業ではないこと
- 6 行政や他団体から（申請の事業に）助成補助を受けていないこと
- 7 自助活動（団体構成員の相互扶助、親睦を目的とする活動）ではないこと

#### [経費]

- 1 講師謝金・旅費

会員に支払うものは、基本的に対象外とする。

会員に支払う場合、次の条件を満たす場合は、外部講師料より基準を下げて承認するものとする。

（条件）専門性が高く代替えもない場合で、公開の講座に限る。

講師謝金は「三重ボランティア基金助成講師謝金・旅費支払基準表」を適用のこと

旅費は実費とする。

会員の活動旅費、受講料等は会で負担のこと

- 2 団体の経常的な運営管理費、飲食料等は対象外
- 3 備品購入費は対象外
- 4 事業内容に照らして不適切な経費は対象外

個人にかかる費用（材料費、ボランティア保険料等）は自己負担とする

自己研修（団体内部のもの知識や技術を高める研修）である場合は半額程度自己負担とする

#### [その他]

1 繰越金が概ね助成基準額を超えていないこと

ただし、繰越金については用途を確認したうえで審査に諮り、活動を継続・発展させるために必要と判断した場合は助成の対象とする

#### ④災害時緊急支援助成 審査基準

##### [組織]

- 1 みえ災害ボランティア支援センター
- 2 災害ボランティアセンター  
(ただし、地域防災計画に基づき設置されたもの)
- 3 被災された方々を支援するボランティア活動をする団体

##### [事業]

県内外で災害が発生した場合において、災害発生直後から、被災者が避難先を確保し、復旧作業の基盤が整うまでの時期に行われる緊急救援的な活動であること

被災された方々を支援するボランティア活動全般

##### [経費]

- 1 災害発生時において、活動拠点用事務所の設置に伴う初期経費
  - ・活動拠点用事務所の備品・器材器具の購入又は借上げ料
  - ・活動拠点用事務所の事務用品等消耗品費
  - ・活動拠点用事務所の光熱水費、電話、ファックス、印刷等の経費
  - ・活動拠点用事務所の借り上げ費用 など
- 2 災害地へのボランティア派遣にかかる経費
  - ・現地へ向かうための交通費

##### [対象とならない経費]

- ・宿泊費
- ・食料費

## ⑤災害支援者養成事業助成 審査基準

### [組織]

- 1 三重県ボランティアセンター
- 2 市町社会福祉協議会に設置のボランティアセンター

### [事業]

- 1 災害時に災害ボランティアの活動拠点等で設置運営に関わるものや災害ボランティアを行うものを養成することを目的とした研修事業であること
- 2 営利目的の事業ではないこと
- 3 調査研究が主な事業ではないこと
- 4 行政や他団体から（申請の事業に）助成補助を受けていないこと

### [経費]

- 1 講師謝金・旅費  
会員に支払うものは、基本的に対象外とする。  
会員に支払う場合、次の条件を満たす場合は、外部講師料より基準を下げて承認するものとする。  
(条件) 専門性が高く代替えもない場合で、公開の講座に限る。  
講師謝金は「三重ボランティア基金助成講師謝金・旅費支払基準表」を適用のこと  
旅費は実費とする。
- 2 団体の経常的な運営管理費、飲食料等は対象外
- 3 備品購入費は対象外
- 4 事業内容に照らして不適切な経費は対象外  
個人にかかる費用（材料費、ボランティア保険料等）は対象外  
自己研修（団体内部のもの知識や技術を高める研修）である場合は、半額程度自己負担すべきである。
- 5 消耗品にかかる費用は10,000円までとする。
- 6 通信運搬費は5,000円までとする。  
電話代は対象外

⑥災害時ボランティア活動推進基盤整備助成  
審 査 基 準

[組織]

- 1 市町社会福祉協議会が設置するボランティアセンター

[事業]

- 1 災害時に災害ボランティア活動拠点等での支援活動が迅速かつ円滑に展開できるよう、資機材の整備事業とする。
- 2 行政や他団体から（申請の事業に）助成補助を受けていないこと

[経費]

- 1 事業に必要な資機材の購入費用とする。  
なお、活動に必要と判断できない場合、社会福祉協議会の整備となるような器材は対象としない。

[助成限度額]

- 1 多機能ベストは、名入れを含め単価3,000円を限度とする。

[器材について]

- 1 無線機の助成  
有効に使用できるよう、「デジタル簡易無線機」に統一する。